社会福祉法人林檎の里役員等報酬規程

（趣　旨）

第１条　この規程は社会福祉法人林檎の里定款第８条及び第２１条並びに社会福祉法人林檎の里評議員選任・解任委員会運営細則第５条の規定に基づき、社会福祉法人林檎の里の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

（理事長の報酬）

第２条　理事長には、報酬を支給する。

２　理事長に支給する報酬は、別記１のとおりとする。

３　理事長に対する報酬のうち、月額によるものは毎月、日額によるものは勤務した日の属する月の翌月に支給する。その他の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

（業務執行理事の報酬）

第３条　業務執行理事には、報酬及び通勤手当を支給する。

２　業務執行理事に支給する報酬は、別記２のとおりとする。

３　業務執行理事に支給する報酬及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

（非常勤の評議員、理事、監事の報酬）

第４条　非常勤の評議員、理事、監事の報酬は、別記３のとおりとする。

２　非常勤の評議員、理事及び監事の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

（評議員選任・解任委員会委員の報酬）

第５条　評議員選任・解任委員会委員の報酬は、別記４のとおりとする。

２　評議員選任・解任委員会委員の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

（職員給与との併給）

第６条　職員が理事の職を兼ねた場合は、職員給与等を支給するものとし、本規定に基づく報酬等は支給しない。

（実施規程）

第７条　この規程に基づく報酬等の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定め

る。

附　則

１　この規程は、平成２９年６月２８日から施行する。

２　従前の、社会福祉法人林檎の里非常勤役員等報酬規程（平成２８年４月１日施行）及び社会福祉法人林檎の里常勤役員報酬規程（平成２８年４月１日施行）は、平成２９年６月２７日限りで廃止する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月19日から施行する。

別記１（理事長の報酬）

報　酬　額	月　額	３０，０００　円
	日　額	１０，０００　円

別記２（業務執行理事の報酬）

報　酬　額	月　額	３６３，５００　円

別記３（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

報　酬　額	日　額	５，０００　円

（２）理　事

報　酬　額	日　額	５，０００　円

（３）監　事

報　酬　額	日　額	５，０００　円

別記４（評議員選任・解任委員会委員の報酬）

報　酬　額	日　額	５，０００　円